

平成23年12月6日
救援・復興支援室

ボランティア活動支援金の申請要領

「東日本大震災に係るボランティア活動支援金の取扱要項」の4に基づく、ボランティア活動支援金の申請手続については、下記の要領により行います。

なお、申請手続は当該ボランティア活動の終了後に行うこととなりますが、申請時の提出書類の中には事前に様式を準備していく必要のある場合がありますので、ご注意ください。

1 申請資格

本学の「東日本大震災にかかる救援・復興支援のためのボランティア活動について（平成23年6月7日通知）」、「教職員・学生の救援・復興支援活動に当たっての留意点について（平成23年8月2日通知）」等の通知の趣旨に沿って、被災地でボランティア活動を行う本学の学部学生及び大学院学生を対象とします。

2 申請対象となる活動内容

- (1) 東日本大震災による被害を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県のうち、特に被害の甚大な市町村における救援・復興に関わるボランティア活動であって、公的団体又は社会的に認知されているNPO・NGO団体等（以下「公的団体等」という。）が主催する活動に従事する場合とします。
- (2) 平成23年12月6日以降の活動を対象とします。

3 支援金の額

支援金の額は、当該ボランティア活動に要する交通費又は当該ボランティア活動を主催する公的団体等が定める参加費等に相当する額とします。

ただし、1回の活動につき20,000円を上限とします。

4 申請方法（提出書類等） ※ ホームページからダウンロードしてください。

- (1) 申請する際は、次に掲げる書類を提出してください。
 - ① ボランティア活動報告書（支援金申請を含む。）
http://www.u-tokyo.ac.jp/public/recovery/pdf/info_20111209_volunteer_04_j.xls
 - ② 振込口座
http://www.u-tokyo.ac.jp/public/recovery/pdf/info_20111209_volunteer_05_j.doc
 - ③ 公的団体等で活動したことを証明する書類（活動受入証明書あるいは認印等）
 - ④ 公的団体等がボランティア活動に係る参加費等を定めている場合は、「ボランティア募集パンフレット」等の参加費等の金額がわかるもの
- (2) ボランティア活動毎に申請することができます。ただし、同一人による申請は、2回までとします。

(3) 申請書類は、本部学生支援課の窓口において受け付けます。

※ (1) の③、④の証明書等の提出がない場合は、支援金の補助ができませんので注意してください。

5 支援の決定

申請の際に提出されたボランティア活動報告書類等を審査の上決定し、その結果を同書類に記載の連絡先に通知します。

6 支援金の振込み

原則として、申請のあった翌月の末日までに届出のあった口座に振り込みます。

7 その他

この支援金の補助は、原資がなくなったときに終了します。

8 問い合わせ先

本部学生支援課（本郷キャンパス学生支援センター地下1階）

電話：03-5841-2524

FAX：03-5841-2519